

お客様各位



農薬登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

適用拡大 2026年3月4日付（1件）

(1)日農ロムダンゾル

登録第 20004 号

作物名「稲」及び「だいず」に使用方法「無人航空機による散布」を追加

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	テブフェントを含む農薬の 総使用回数
稲	コブノメイガ ニカメイチュウ イネツトムシ	1000 倍	100～150ℓ/10a	収穫 21 日 前まで	2 回以内	散布	2 回以内
		8 倍	0.8ℓ/10a			無人航空機 による散布	
だいず	ハスモンヨトウ	1000 倍	150～300ℓ/10a	収穫 14 日 前まで	3 回以内	散布	3 回以内
		8 倍	1.2ℓ/10a			無人航空機 による散布	

【追加する注意事項】

・無人航空機による散布を行う場合には、次の注意事項を遵守すること。

- ① 散布機種 of 散布基準に従って行うこと。
- ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中に薬液の漏れがないように、事前に機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布液の飛散によって自動車の塗装やカーポートタンの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。

以上